

指定調査機関 各位

東京都環境局環境改善部
土壌地下水汚染対策担当課長
(公 印 省 略)

汚染状況調査における統一規格等の導入について（通知）

日頃より、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に基づく土壌汚染対策に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

東京都では、持続可能な土壌汚染対策が選択されるとともに、土壌・地下水中の有害物質濃度等の情報が社会全体で共有・管理されていくことを目的として、土壌汚染対策に係る届出書類のデジタル化やオープンデータ化を進めているところです。

この一環として、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例等の施行について（通知）」（令和 6 年 3 月 22 日付 5 環改化第 896 号）により、汚染状況調査における起点等の設定についての運用を変更いたしました。

また、本通知により新たに、単位区画の命名規則についての運用を導入いたします。

つきましては、情報の適切かつ迅速な共有・管理に向け、下記の内容を御確認の上、汚染状況調査の実施をお願いいたします。

記

第 1 起点等の設定

土壌汚染対策指針（平成 31 年東京都告示第 394 号。以下「指針」という。）第 3 の 2（7）アに定める起点等の設定について、次のとおり運用する。

1 起点座標

起点は、世界測地系の平面直角座標系（9 系）を用いて設定することを原則とし、その精度は、小数点以下 3 桁以上とする。世界測地系による起点設定が難しい場合、起点及び起点を再現する目印は、将来にわたり不動と考えられる地点とし、目印は複数点設定する。

2 起点標高

起点の設定においては、その標高も併せて測定することが望ましい。標高は、東京湾平均海面（TP）又は荒川工事基準面（AP）で表記し、その精度はミリ単位とする。

3 回転角度

回転角度は度分秒表記とし、その精度は、nn 度 nn 分 nn. nn 秒とする。

4 北の定義

図面の作成に当たり、座標北、真北、磁北のいずれを採用したか記載し、北の定義を明確化する。

第2 単位区画の命名規則

指針第3の2（7）イに定める単位区画の命名規則について、次のとおり運用する。

- ・右回りに回転させる前の起点から見て、東方向の30m格子名はA、B、Cとする。
- ・西方向の30m格子名はAw、Bw、Cwとする。
- ・南方向の30m格子名は1、2、3とする。
- ・30m格子内の単位区画は、A1の起点を有する単位区画から東に1、2、3とする。
- ・北方向に調査対象地を拡大した場合は、1n、2n、3nとする。

第3 その他

本通知の施行に伴い、令和6年4月19日付「汚染状況調査における単位区画等の設定について（周知）」は廃止する。

別添資料

汚染状況調査における統一規格等の導入について（別紙）

（担当）

東京都環境局環境改善部化学物質対策課

土壌地下水汚染対策担当

電話（直通）03-5388-3467